

答 申 第 1 1 2 号

平成15年1月9日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年8月9日付け文書第109号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成14年3月17日付けで異議申立人から提起された平成14年2月28日付け文書第28号の20で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成14年2月28日付け文書第28号の20で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 担当課は安房支庁又は中央旅券事務所であり、担当課が違う。

イ 該当文書は、平成13年10月の安支（県）第164号で存在する。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 不開示の理由について

ア 行政文書の開示請求は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により実施機関（条例第2条に規定する実施機関をいう。以下この項及び4(2)アにおいて同じ。）に対して行うこととされており、条例第12条の規定により開示・不開示の決定も実施機関の名において行うこととされている。

また、「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）では、各出先機関は、当該出先機関が保有する行政文書について行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）の受付事務を行うことになっている（第2、3、(2)、イ）。

イ そこで、開示請求書がある出先機関に提出された場合で、当該出先機関が開示請求

に係る行政文書を保有していないか又はそもそも所管していないときは、当該行政文書を保有し又は所管する他の本庁の課（室）局又は出先機関に対し開示請求書を転送し、当該転送を受けた本庁の課（室）局又は出先機関が開示請求に係る事務を処理することとしている。

ウ これらは、当然の事務処理であり、ことさら異議申立人から開示請求があった「出先機関の行政文書について、出先機関に開示請求した場合、出先機関以外を担当課（所）とするようにした書類」は作成する必要がないし、また現に作成していない。

したがって、「その書類作成に関与した県職員の名前がわかる書類」についても作成しておらず、保有もしていない。

(2) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「担当課は安房支庁又は中央旅券事務所であり、担当課が違う。」と主張し、異議申立てに係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）の「担当課（所）」を文書課としたことに異議を唱えている。

しかしながら、本件開示請求に係る開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載（「出先機関の行政文書について、出先機関に開示請求した場合、出先機関以外を担当課（所）とするようにした書類及びその書類作成に関与した県職員の名前がわかる書類」）から、開示請求に係る行政文書が、安房支庁又は中央旅券事務所が保有し又は所管するものに限定されたものであると解することは困難であったし、また、むしろ出先機関に開示請求書が提出された場合の取扱いについて記載された行政文書が開示請求の対象であると解することが請求の趣旨に沿うものと判断し、情報公開に係る事務の総合調整を所管とする文書課において回答をしたものである。

イ 次に、異議申立人は、「該当文書は、平成13年10月の安支（県）第164号で存在する。」と主張し、当該行政文書が開示されるべきであったとする。

しかしながら、仮に異議申立人が当該行政文書の開示を求めたのであれば、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に「平成13年10月の安支（県）第164号」と記載すれば足りたものであるところ、異議申立人はこれをせず、あえて開示請求書のおり記載したものであって、実施機関が当該記載から対象行政文書として「平成13年10月の安支（県）第164号」を特定することは、到底困難であった。

さらに、そもそも「平成13年10月の安支（県）第164号」は、安房支庁で受け付けた開示請求書を、受付後に同支庁において処理すべき案件には当たらないと判断して、当該請求に係る行政文書を所管する中央旅券事務所に対し、「担当課（所）」として当該開示請求に係る事務を処理するよう依頼した文書であり、出先機関から出先機関への文書であって、「出先機関以外を担当課（所）とするようにした文書」という異議申立人の請求の趣旨にそもそも合致しないものである。

(3) その他

異議申立人は、その異議申立理由から察するに、情報公開制度一般の問題としてではなく、過去において開示請求をした特定の事案を念頭において異議申立てを行ったものと想像されるが、本件開示請求に係る開示請求書にはそのことを窺わせる表記はなく、その具体的事案は異議申立人の主観にのみ存在するものといわざるを得ない。

このように、異議申立人の主観にのみ存在する開示請求内容を前提として異議申立理由を掲げることは、客観的に表記された本件開示請求に基づき行った処分に対し、請求者の主観に合致していなかったという理由で異議を唱えるものであり、行政処分の当否について客観的に現れた事実から判断する異議申立制度の趣旨に照らし、その主張自体著しく妥当性を欠くものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求の内容は、「出先機関の行政文書について、出先機関に開示請求した場合、出先機関以外を担当課（所）とするようにした書類」（以下「請求1」という。）及び「その書類作成に関与した県職員の名前がわかる書類」（以下「請求2」という。）である。

(2) 行政文書の開示手続について

実施機関の説明によれば、次のとおりであることが認められる。

ア 行政文書の開示請求は、条例第5条の規定により実施機関に対して行うこととされており、条例第12条の規定により開示・不開示の決定も実施機関の名において行うこととされている。

また、取扱要綱では、各出先機関は、当該出先機関が保有する行政文書について開示請求書の受付事務を行うことになっている。

イ 開示請求書がある出先機関に提出された場合で、当該出先機関が開示請求に係る行政文書を保有していないか又はそもそも所管していないときは、当該行政文書を保有し又は所管する他の本庁の課（室）局又は出先機関に対し開示請求書を転送し、当該転送を受けた本庁の課（室）局又は出先機関が開示請求に係る事務を処理する。

(3) 本件開示請求に係る対象文書の不存在について

ア 実施機関は、当然の事務処理であるから請求1に係る書類を作成しておらず、したがって請求2に係る書類も作成していない旨主張するので、以下検討する。

(ア) 本件開示請求のうち、請求1について客観的に判断すれば、「出先機関が開示請求書が提出された場合の取扱いについて記載された行政文書」が開示請求の対象であると解することが相当である。

(イ) ところで、行政文書の開示手続については、上記(2)のとおり取扱要綱において定められていると認められるところ、ことさら「出先機関の行政文書について、出先機関が開示請求した場合、出先機関以外を担当課（所）とするようにした」記述は存在せず、その他、請求1に係る書類が作成されたことを窺わせるものは一切ない。

(ウ) したがって、請求1及び請求2に係る書類を作成していないとの実施機関の説明には理由があると認められる。

イ 次に、異議申立人は、担当課は安房支庁又は中央旅券事務所であり、担当課が違う旨主張するので、以下検討する。

上記ア(ア)で判断したように、請求1の対象が「出先機関が開示請求書が提出された場合の取扱いについて記載された行政文書」であるから、実施機関の取扱要綱において「開示するかどうかの決定に係る事務は、当該開示請求に係る行政文書を保有する本庁の課（室）局又は出先機関が「担当課（所）」として行うこととなっている」ことに鑑みれば、情報公開に係る事務の総合調整を所管する総務部文書課において本件開示請求に係る事務を処理することには、何らの違法性も認められないと判断する。

ウ 次に、異議申立人は、該当文書は、平成13年10月の安支（県）第164号で存在する旨主張するので、以下検討する。

(ア) 異議申立人の主張する「平成13年10月の安支(県)第164号」とは、実施機関の説明によれば、安房支庁で受け付けた開示請求書を、受付後に同支庁において処理すべき案件には当たらないと判断して、当該請求に係る行政文書を所管する中央旅券事務所に対し、「担当課(所)」として当該開示請求に係る事務を処理するよう依頼した文書を指すと認められる。

(イ) ところで、当該事務処理は、安房支庁が開示請求に係る行政文書を保有していないか又はそもそも所管していないので、当該行政文書を保有し又は所管する中央旅券事務所が開示請求書を転送し、同事務所で開示請求に係る事務を処理したものである。

したがって、上記ア(ア)で判断したように、本件開示請求の対象が「出先機関に開示請求書が提出された場合の取扱いについて記載された行政文書」であることに鑑みれば、当該文書が請求対象でないことは明らかであるから、この点において異議申立人の主張には理由がない。

エ 以上のとおり、実施機関の説明には理由があるから、本件決定は妥当なものと判断する。

なお、異議申立人の主張は主観にのみ存する事実に基づき行っているものと認められ、そもそも特定の文書名を明らかにした上で開示請求したならば、よりの確な決定が期待できたであろうものと認められ、本件開示請求及び異議申立ては、いたずらに実施機関に事務の負担を強いるものであると言わざるを得ない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
14. 8. 9	諮問書の受理
14. 10. 7	実施機関の理由説明書の受理
14. 11. 15	審議 実施機関から不開示理由の聴取
14. 12. 13	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学政策情報学部教授	
古幡浩	城西国際大学講師	部会長
横山清美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成14年12月13日現在)